

私道の法第42条第2項の規定による道路中心線の報告書について

私道の建築基準法第42条第2項の規定による道路中心線は、民々間で私有権が発生するため、さきざきトラブルが発生しないよう道路中心線を設定しましたら事業主様に報告書を提出して頂いています。

この報告書には以下の書類の添付をお願いしています。

1. 建築基準法第42条第2項の規定による道路中心線の報告書
2. 委任状
3. 案内図
3. 道路中心線位置図（図面作成者、杭の位置、座標が入ったもの）
4. 公図
5. 道路及び道路に接する土地の登記事項証明書の写し（要約書でも可）
6. 地積測量図
7. 現地写真（遠景及び杭等の写真など）

■道路中心線の設定方法の例

- 【例1】関係者が立合い道路中心線を設定する方法。この場合、立合者一覧表を添付してください。
- 【例2】道路と敷地の境界が民杭等で明確になっており、その民杭等から道路中心線を設定する方法。
- 【例3】計画敷地の地番の地積測量を行い、民杭を敷設する。公図等から道路の幅を安全側に設定し、その幅の半分を道路中心線としたうえで敷設した民杭から道路中心線を設定する方法。

※建築基準法第42条第2項の道路については、内容を関係者が理解していない場合があります。関係者が立合い道路中心線を確定する場合は、関係者が理解したうえで行なってください。（別紙パンフレットを活用してください）

※提出して頂いた報告書の中の図面については、近隣の建築計画の際、我孫子市情報公開条例に基づき公開しますので御了承をお願いします。

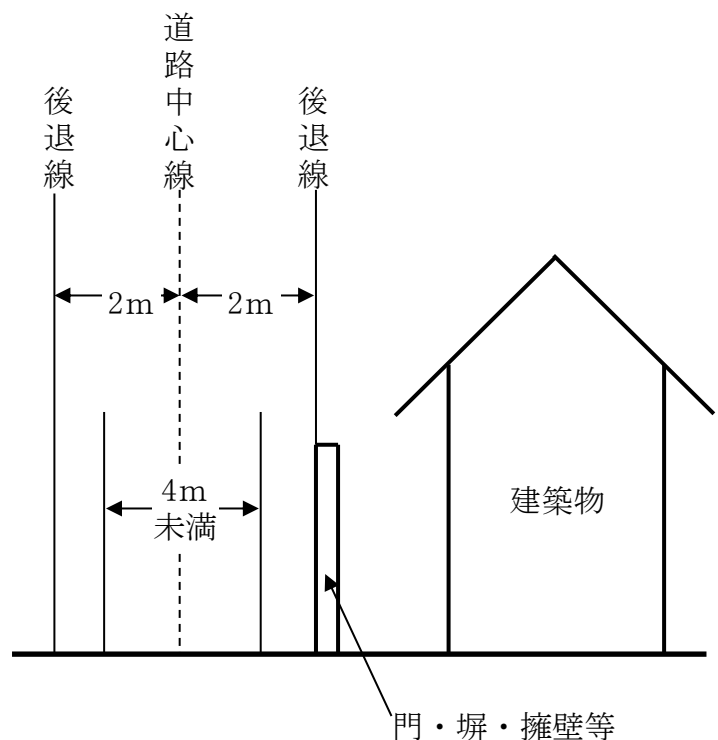
道路幅員（4m未満）による建築制限

建築物を建築する場合、建築基準法に規定する道路に敷地を2m以上接する必要があります。その道路の1つに、建築基準法第42条第2項の道路があります。

この法第42条第2項の道路は幅員が4mに満たないため、建築の際には下図のように後退し建築しなければなりません。

必ず後退し、道路幅員を確保されるようお願いします。

- (1) 道路の中心線から水平距離2mの線が道路境界線（後退線）とみなされ、建築物（門、塀、擁壁等を含む）は、この線を越えて建築することはできません。
- (2) 敷地が2以上の道路に接する場合にも前記と同様の扱いになります。
- (3) 後退線の部分には杭等で後退表示をしてください。



問い合わせ：我孫子市 都市部 建築住宅課 建築担当

TEL：04-7185-1111（内線526・528）